平成２１年（フ）第７１６号
高知市薊野南町３番31号　ＡＳハイツあぞの406号
債務者　筒井　春雄
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３８号
高知市中万々868番地　豊マンション22
債務者　濵田伊豆水
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７４２号
高知市横浜新町３丁目320番地　メゾン横浜301号
債務者　中村　　綾
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７４３号
高知県香美市物部町久保沼井220番地
債務者　藤原　吉明
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７４９号
高知市高須２丁目15番43号　コーポ二宮Ⅲ―205
債務者　田中　千世
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７６１号
高知県土佐市蓮池395番地９　たちばな荘２階西、申立時住所高知県土佐市高岡町乙1616番地10
債務者　小松　次夫
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７６９号
高知市福井町2269番地41
債務者　安井　朋子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２８号
熊本市月出３丁目４番62号
債務者　伊井　秀夫
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２１５号
宮崎県延岡市大武町267番地
債務者　甲斐　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２４１号
東京都豊島区目白３丁目１番36号　ハクジュウハイツ307号
債務者　松田三枝子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２４４号
宮崎県延岡市稲葉崎町５丁目725番地16
債務者　甲斐　浩之
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５１１号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地５―406
債務者　大巾　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５７９号
奈良県生駒市俵口町951番地52　ライオンズマンション壱番館104
債務者　岡　　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１９７号
富山市呉羽町3760番地
債務者　島田　浩一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２６号
富山市布目3490番地　市営住宅２棟206号
債務者　酒井　哲雄
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４５号
奈良県大和郡山市外川町284、住民票上の住所奈良市都祁南之庄町30番地の７
債務者　金澤　宏和
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４９号
奈良県大和郡山市田中町540番地14
債務者　田村ミネ子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　奈良地方裁判所